

鷗外通り道路照明灯のバナー吊下設備使用要領

1 使用条件

鷗外通り道路照明灯のバナー吊下設備（バナー吊下設備配置図に示す17箇所）は、施設管理者である北九州市より『鍛冶町堺町を明るくする会』（以下、「明るくする会」という。）に対して道路占用許可が与えられています。

従って、同設備を使用する場合は、明るくする会への使用申込み並びに承諾を必要とします。

同設備を使用して掲出できるバナーの内容は以下のとおりです。

- (1) 公共団体、公共団体の部局・機関、又は公共団体の出捐を受けた公益法人が主催・共催・後援する催事に関するもの。
- (2) 上記(1)の団体の推薦を添えて申込みのあった団体の催事に関するもの。
- (3) その他、一般（幾何学模様・季節イメージ等）のデザイン、鍛冶町・堺町地区に係るロゴ、シンボルマーク等。

なお、バナーの最大寸法は500mm（縦）×500mm（横）とします。

2 禁止事項

同設備の使用にあたっては、以下に該当するものの掲出はできません。

- (1) 政治的・思想的・宗教的意図があると思われるもの、児童・青少年の育成上悪影響を及ぼすと思われるもの、公衆に不快の念を与える表現や公序良俗に反すると思われるもの。
- (2) 個別の商品・サービス・企業名称などのいわゆる商業広告（1の(1)～(3)にかかる協賛企業名を除く。）。
- (3) その他、明るくする会が不適當と判断したもの。

3 掲出申込み方法等

- (1) 同設備の使用を希望する団体等は、様式-1の『バナー吊下設備使用承諾願』に必要事項を記入のうえ、下記の明るくする会担当窓口へ提出してください。
- (2) 明るくする会において承諾願の内容を確認し、所要の調整の後、使用承諾の可否を決定します。
- (3) 様式-2により使用が承諾された場合、申込者は『バナー吊下設備使用承諾書』に記載の指示事項を遵守し、同設備を使用してください。
- (4) 同設備の使用に要する費用（製作・取付・撤去経費）は全て使用者負担となります。また、設備の損壊などが生じた場合、原状復旧費用を負担していただく場合があります。

4 担当窓口・お問合せ先

鍛冶町堺町を明るくする会 会長 林 強
ttp : [//kokura-kanrakugai.com/](http://kokura-kanrakugai.com/)
mail : info@kokura-kanrakugai.com
fax : 093-330-4373